

○都市の低炭素化の促進に関する法律

（平成二四年九月五日法律第八四号）

一、提案理由（平成二四年七月二十五日・衆議院国土交通委員会）

○羽田国務大臣　ただいま議題となりました都市の低炭素化の促進に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

昨年発生した東日本大震災を契機としてエネルギーの需給が変化し、国民のエネルギー利用や地球温暖化問題に関する意識が高まっている中、低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能な活力ある国土づくりを推進することが重要な課題となつておられます。とりわけ、建築物や自動車などに由来して多くの二酸化炭素が排出されている都市においては、エネルギー利用の合理化等を通じて都市の低炭素化を促進していくことが現下の特に重要な課題です。

この課題に対応するためには、都市機能の集約やそれと連携した公共交通機関の利用促進、建築物の低炭素化等の施策を講じることにより、地域における成功事例を蓄積し、その普及を

図っていく必要があります。また、これらの取り組みを通じて地域経済や住宅市場を活性化していくことが求められます。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、国が、都市の低炭素化の促進に関する基本方針を策定し、その意義や、政府が実施すべき施策についての基本的な方針等を示すこととしております。

第二に、市町村が、それぞれの地域の事情に応じ、都市の低炭素化を促進するためのまちづくりに関する計画を作成することができるとしております。この計画は、民間を始めとする国民各界各層による取り組みを推進しようとするものであり、病院・福祉施設、共同住宅等の整備により都市機能の集約を図る事業の認定制度や、バス路線の新設、鉄道駅の整備等により公共交通機関の利用促進を図る事業の認定制度を創設するほか、二酸化炭素の吸収源となる緑の保全を推進するための樹木等の管理に関する協定制度、下水熱を活用した熱供給の実施を可能とする特例の創設等を行ふこととしております。

第三に、建築物の新築や改築等に際して、建築物の低炭素化に関する先導的な基準に適合する旨の認定を受けることができ

都市の低炭素化の促進に関する法律

二二二一

ることとし、認定を受けた建築物については、低炭素化に資する措置に伴い増大する一定の床面積について容積率制限の対象から除外することとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成二四年七月三一日)

○伴野豊君　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、社会経済活動等に伴い発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生していることに鑑み、都市の低炭素化を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は、第一に、国土交通大臣、環境大臣及び経済産業大臣は、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針を策定することとし、市町村は、基本方針に基づき、低炭素まちづくり計画を作成することができること、

第二に、集約都市開発事業計画の認定制度等を創設すること

と、
第三に、低炭素建築物新築等計画の認定制度を創設し、所要の支援措置を講ずることなどであります。

本案は、去る七月二十四日本委員会に付託され、翌二十五日羽田国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十七日、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院国土交通委員長報告(平成二四年八月二九日)

○岡田直樹君　ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、都市の低炭素化の促進に関する法律案は、都市の社会経済活動等による二酸化炭素排出の抑制を図るため、国による基本方針の策定、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別措置並びに低炭素建築物の普及促進のための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法制定の意義と既存の施策との関連性、公共交通機関の利用促進の在り方、認定低炭素住宅の普

及促進及び中小工務店支援の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。
……(略)……